

産三合券四二一号

昭和二十三年十一月二十日

外務省特殊財産局長

厚生大臣官房

殿

占領地にて生産された物資に對する件

一、本年七月七日附總司令部民間財産管理局の指令の基き、十一月十日日本軍占領地域で生産せられた物資中、主として卑金屬に付ては既に調査を終了し、六が今回司令部側で同指令の字義を厳密に解して占領地域で生産せられた内地に現存する物資(例えは麻、皮革、羊毛織物製品)

厚生省

生ゴム及びゴム製品、タングステン、石綿、ナール材、炭石等を一切調査する事となつた。

仍て貴省関係所存乃至保有の物資に付て同封指令の趣旨に従つて調査し、その結果を別添調査表の形式に依つて當局才三課迄御報告相煩うたい。又該当無き場合も其旨御一報願いたし。

二、なお將來に於ても、右該当物件を發見した場合は其於度御報告願いたし。

右に付不吟、英は才三課、石川行男事務官(直通電話銀座(所)四五五)に内令せられたる(注)別添調査表は貴省の控として保存し、當

方へは同様形式のレポートを提出する度、本信送付先 逓信省運輸省船舶公園産業復興

六團 厚生省

丙

決

十一月二十日

校

行

日

起原紙起案用紙(丙)

案起 昭和十三年十一月二十六日

受付 局訓 月 日

主任 (送ル) 月 日

課長

主任

課

年 月 日

渉外課長

総務課長宛

占領地にて生産された物資に関する件

標記の件に関し、外務省特殊財産管理

厚生省

日 月 送 受 號 課 局 議 合

欄 號 課 局 管 主

第 號 送 受 月 月 日 日

第 號 送 受 月 月 日 日

局長より十一月二十日附産三合第四二一号を以て別

紙の通り調査報告方依頼して来たので送するから

貴課に於てよろしく御処理願いたい。